

訪問看護サービス重要事項説明書(介護保険(介護給付・予防給付) 医療保険)

(1) 訪問看護サービスの指定事業者番号及びサービス提供地域

事業者の名称	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷
指定居宅サービス事業者番号 老人保健法及び健康保険法 指定訪問看護事業者番号	東京都 1367191232 号 東京都 7191232 号
所在地	〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-16-8 ISM ASAGAYA 6階
連絡先	TEL 03-5913-7977 FAX 03-5913-7978
訪問看護サービス提供地域	杉並区・中野区の一部 *一部地域については別紙参照 (上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 当ステーションの勤務体制 ※当ステーションはチーム制をとっています。

職種	職務内容	勤務体制
管理者	事業所管理責任者	常勤 1名
看護師 保健師	訪問看護サービスの提供	常勤 2名以上(管理者除く)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護(リハビリテーション) サービスの提供	常勤 1名以上
事務職員	訪問看護サービスに関する一般事務	非常勤 1名以上

(3) 営業日及び営業時間

営業日	平日(月曜日～金曜日)	土曜日
営業時間	9:00～17:00	9:00～12:00
休日	日曜日・国民の休日・年末年始(12月30日～1月3日)	

(4) サービスの利用料及び支払について

①介護保険が適用する場合

ア) 利用料金、交通費、自己負担金及びキャンセル料等は、別紙「訪問看護サービス契約書別紙」に記載されているとおりです。

イ) 介護保険が適用しない場合は、保険利用料全額(10割負担)をお支払いください。

ウ) 利用者の同意を得て、下記の加算等に該当する費用を算定します。

a. 緊急時訪問看護加算 当ステーションは、利用者またはその家族が看護に関する意見をいつでも求められるよう電話等で24時間連絡相談を受ける体制をとり、必要に応じて緊急訪問を行います。この体制に対し、緊急時訪問看護加算を1ヶ月ごとに算定します。

b. ターミナルケア加算 亡くなった日及び亡くなる前14日以内に2日以上終末期ケア(リーフレットの配布、終末期ケアの実施と介護方法の説明、主治医との密な連携、サービス記録票への記載)を行った場合に、亡くなった月にターミナルケア加算を算定します。

c. 複数名訪問看護加算 看護師等が単独で訪問看護が困難な身体的・精神的な状態・状況にある場合、安全にケアを行うことを目的に複数の職員で訪問します。この対応に対して1回の訪問につき加算します。

他の加算及び料金については別紙「訪問看護サービス契約書別紙」をご参照ください。

②定期巡回・随時対応型訪問看護サービス(連携型)

訪問介護員等が定期的または随時、利用者・家族の求めに応じて訪問介護を行うサービスで、利用する上では訪問介護事業所が当事業所と委託契約している場合に訪問看護サービスを行うものです。利用料は介護度により別紙「訪問看護サービス契約書別紙」のとおりです。

③介護保険から医療保険に切り替わる状態

利用者の急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護を行う必要があると医師が判断し、指示(指示書交付)を受けた場合に指示日から起算して14日を限度に(厚生労働大臣が定める者については28日を限度)医療保険となります。

④医療保険が適用される利用者の場合

厚生労働大臣の定める疾病または病態があると主治医が認めた場合に適用します。利用料並びに交通費、自己負担金等は、別紙「訪問看護サービス契約書別紙」、「訪問看護利用料金表」に記載されているとおりです。介護保険が適応される場合同様に医療保険でも該当する加算を算定します。

⑤その他支払いについて

ア) 利用者は、当利用料金の自己負担金を自動振替もしくは振込にてお支払いください。

イ) 当ステーションは、利用料金の自己負担金額を明細書に付して翌月20日までに利用者へ送付します。

ウ) 当ステーションは、利用者から訪問看護サービスの利用料金の支払いを受けた時は領収書を利用者へ送付します。

エ) 介護保険において「償還払い」となる場合には、一度利用者が当ステーションに利用料の10割を支払い、当ステーションが発行する領収書とサービス提供証明書(明細書)をもって居住地の自治体に提示し保険給付分の請求を行うことになります。

## (5) 事業の目的・運営方針

### 事業の目的

当ステーションは、社会医療法人 河北医療財団の目的である「質の高い怒のある医療を行うとともに地域の健康向上に寄与する」をもとに、「その人らしく・その家庭(うち)らしく生活するための医療とケアの実践と創造」を事業所の理念に掲げ、事業活動を行うことを目的とします。

### 運営方針

①サービス提供者(看護師、保健師及び理学療法士等)は、居宅での療養生活に必要な知識・技術の提供や指導を行うことにより、利用者及び家族の不安を軽減し、安心して在宅療養が継続できるように支援します。

②サービスの実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス(機関)と連携を図り、利用者とその家族が生活・生命・人生の質(QOL: quality of life)を高められるよう支援します。

③災害時や何らかの感染症流行時においても、サービスの提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対するサービス提供を継続的に実施できるよう、事業継続計画書を策定し必要な措置を講じます。

**(6) 訪問看護サービスの提供方法及び内容**

- ① 利用開始にあたっては、利用者の主治医による訪問看護指示書に基づき、利用者の心身の状態を踏まえて訪問看護計画書を作成し訪問看護サービスを提供します。
- ② 訪問看護サービスの内容は、病状や障害の観察、食事・排泄・清潔・移動などに関する生活上や介護上で生ずる諸問題への対処や相談指導、医師の指示による医療処置、ターミナルケアなど療養ニーズに応じて提供します。
- ③ リハビリテーションを中心としたサービスの場合は、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問し、専門的なリハビリテーションを提供します。訪問看護師は、初回訪問時および1～3ヶ月毎、状態変化時等に評価を行います。
- ④ 訪問看護サービス提供に際しては、所定の記録用紙にサービス実施内容を記載し、利用者へお渡しします。
- ⑤ 毎月所定の報告書にて訪問看護サービス実施内容を主治医へ報告します。必要な場合は直接連絡を行います。

**(7) 苦情申し立て**

- ① 利用者は、当ステーションから提供されたサービスに苦情がある場合には、当訪問看護ステーションおよび区市町村に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 当ステーションは、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由に何らかの不利益な扱いをすることはありません。

当事業者相談窓口	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷 管理者 電話 03-5913-7977 FAX 03-5913-7978 平日9:00～17:00 土曜日9:00～12:00
杉並区介護保険課事業者係 → 中野区介護・高齢者支援課介護事業者係 → 東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 →	電話 03-3312-2111 電話 03-3228-8878 電話 03-6238-0177 平日9:00～17:00 (土日祭日を除く)
※その他の地域は居住地の自治体窓口におたずね下さい。	

**(8) その他**

**質の担保と改善**

- ① 当ステーションは、自ら提供する事業の質の評価を行い常にその改善を図ります。
- ② 当ステーションは、サービス提供上必要な知識や技術の向上を図るために研修の場を確保し勤務体制を整備します。
- ③ 当ステーションは、チーム制でサービスを提供し、チームメンバーが交代で利用者への訪問を行います。
- ④ 当ステーションは、訪問予定職員の急な体調不良や他利用者の緊急訪問等によって、やむを得ず予定した日時に訪問が出来ない場合には、代行者の訪問または、利用者家族に連絡し日時変更を行う場合があります。
- ⑤ 利用者とその家族が求めるサービス内容において、当ステーションが提供することが困難と判断した場合には、その理由を説明し協議を行います。合意が得られない場合、サービスを中止することがあります。
- ⑥ 事業計画・財務内容等に関する資料を求められた場合は、当ステーションは可能な限り利用者及びその家族に情報を開示します。

**秘密の保持**

- ① 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を厳守します。秘密の厳守は退職後においても同様です。
- ② 当ステーションは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、利用者の居住地を管轄する地域包括支援センターに報告相談します。

- ③個人情報の保護並びに個人情報の使用については、社会医療法人 河北医療財団が定める「個人情報保護方針」に則り、契約時に交わす個人情報使用同意書に則して対応します。
- ④居宅同意取得型オンライン資格確認等システムを通じて得た利用者の診療情報は、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに用い、その管理は本項に定めるとおりです。

#### 利用者との連絡調整

- ①利用者が病気や障害によって言語的コミュニケーションが困難な場合や家族が利用者に代わって電話連絡をすることができない場合は、当該ステーションのメールアドレスを使用し、メールによる通信を行います。メール内容は契約が締結されている期間保管します。契約終了時に利用者のメールアドレスは消去し個人情報保護に努めます。

#### 提供者の変更

- ①利用者は、いつでも職員（訪問看護職員・訪問リハビリテーション職員）のサービス提供に関する相談をすることができます。その場合、当ステーションは誠意をもって利用者家族、関係機関と協議し対応します。
- ②当ステーションは、人事異動が発生した場合に提供者を変更することがあります。

#### 代理人

代理人とは、利用者の判断能力に支障が見られる場合や支払い困難な場合に、利用者に代わって療養や治療に関わる意思決定の代行を行い、かつ支払義務を負う者をいいます。

意思決定の代行 利用者は、契約時に代理人の署名を了解したことをもって、判断能力に支障が見られる場合において利用者に代わって療養の意向や治療を決める意思決定の代行をする権利を授権することに合意しているとします。代理人は、利用者を深く知る人（親族や行政、ケアマネジャー、かかりつけ医等）と、利用者の選好や考え、価値観を十分に推定（推定意思）して利用者の不利益とならないよう最善を考える人です。

支払い義務 代理人が支払義務の責任を負う金額の上限額は、1か月毎に 70 万円を上限とし、期間は4か月までとします。

#### (9) 緊急時の対応

当ステーションは、緊急時の対応や速やかにサービス内容の調整が必要な場合は、その状況と緊急の度合いに応じて主治医や利用者・家族から事前に指定された同居していない家族等（代理人、キーパーソン、ケア調整に係る家族等）、居宅介護支援専門員ならびに居宅サービス事業者等のサービス提供に関わる関係機関に連絡・調整を行います。